

東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る安全性
と環境保全の確保に関する協定書（案）の構成と概要

1 目的

(1) 東京事業に伴う環境負荷を低減し、環境汚染の未然防止を図り、良好な生活環境を確保し、もって江東区民の健康の保護及び地球環境の保全に資することを目的とする。

(2) 協定は、江東区及び東京都と J E S C O の 3 者による。

2 J E S C O の責務

(1) 関係法令を遵守して安全な操業に努めると共に、リスクマネジメントの考え方を基本とした総合的な環境保全対策の推進に努める

(2) 江東区及び東京都が行う P C B 廃棄物の処理に関する調査及び施策に対し、積極的に協力する。

3 環境安全委員会

操業後も環境安全委員会を継続する。

4 P C B 廃棄物の受入れ

J E S C O は、江東区及び東京都と協議の上、受入基準を定め、これを満たしていないものについては、受入れを認めてはならない。

5 運搬計画書の事前承認

J E S C O は、P C B 廃棄物を搬入しようとする者に運搬計画を作成させ、確認しなければならない。

6 処理施設の運転管理

J E S C O は、運転操作手順書、緊急時対応マニュアル等の手順書等に基づいて適切な運転管理を行わなければならない。

7 環境保全対策

J E S C O は、関係法令を遵守するとともに、設備の機能を十分発揮し得るよう適切に維持管理を行い、周辺的生活環境保全に努めなければならない。

8 廃棄物対策

J E S C O は、廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化に努めなければならない。

9 地球環境保全の取組み

J E S C O は、地球環境保全の取組みとして、省エネルギーの推進、事業所内の緑化、I S O 1 4 0 0 1 の認証取得などに努めなければならない。

10 モニタリング

J E S C O は、モニタリング計画を作成し、定期的に施設の運転状況及び周辺環境に及ぼす影響の状況についての確に把握し、その結果については、江東区及び東京都に報告しなければならない。

11 運転の停止及び再開

- (1) 江東区は、環境保全上支障があると認めるときは、処理施設の全部又は一部の運転を停止し、その原因究明を行うよう指示することができる。
- (2) J E S C O は、指示を受けたときは処理施設の運転を停止し、原因究明及び必要な対策を講じた後、その結果を報告しなければならない。
- (3) 運転の再開は、江東区の承認を得なければならない。
- (4) 運転再開の経緯については、環境安全委員会に報告しなければならない。

12 緊急時の措置

- (1) J E S C O は、緊急時対応マニュアルに基づく応急の措置を講じた場合には、事故等の状況及び講じた措置について江東区及び東京都に報告しなければならない。
- (2) 有害物質などが外部に排出されるおそれが生じた場合は、直ちに処理施設の全部又は一部の運転を停止し、必要な措置を講ずるとともに、その原因究明を実施し、報告しなければならない。
- (3) 処理施設の運転を再開するときは、江東区及び東京都の承認を得なければならない。

13 情報公開の推進

J E S C O は、処理実績、環境モニタリングなどの情報を広く公開すると共に、処理施設を積極的に公開し、事業に対する理解の促進に努めなければならない。

14 区民等への対応

J E S O は、江東区民等から苦情があった場合には、適切に対処しなければならない。

15 報告及び立入検査

江東区は、事業について報告を求め、又は処理施設の状況等を検査するため、事業所に立入ることができる。

16 受入基準等の事前協議

J E S C O は、P C B 廃棄物の受入基準やモニタリング計画を変更するときは、江東区及び東京都の承認を得なければならない。

17 東京都の役割

東京都は、東京事業が安全かつ適正に行われるよう、江東区の受入条件を遵守すると共に、J E S C O を指導・監督する。